

全中学校区にスクールソーシャルワーカーの配置を求める意見書

本年 2 月 20 日川崎中学 1 年生の上村遼太さんが、17 歳、18 歳の少年によって残忍に殺害され、多くの人が衝撃を受けた。

文部科学省は、いじめ、不登校、学校内での問題行動・暴力行為などに対応するため、スクールソーシャルワーカー活用事業を進めており、本町においても平成 26 年度、埼玉県の実業として 1 名のスクールソーシャルワーカーを配置した。

現在の子どもの生育環境は、6 人に 1 人が貧困な状況で育ち、場合によっては、幼い時から家庭での必要な養育がなされていないこともある。そのため、学校生活や、健康な友人関係を作ることが難しい場合がある。

子どもの家庭環境・学校環境・加えて情報のありかたの課題は多義にわたっており、学校現場ではこども・教員の相談活動に対応できるように福祉と教育の両面にわたる専門的知識のある適切な人材が必要である。

国は子どもたちに健康で幸福なこども時代を保障しなければならない。従って全中学校区に 1 人は臨床心理士・社会福祉士・精神衛生士等の資格をもったスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめ・不登校・暴力行為などのこども・教員の相談活動に対応できる体制を構築するため、以下を求める。

記

- 1 全中学校区に常勤のスクールソーシャルワーカーを配置するために要する費用を助成すること。
- 2 専門的知識や資格を有する人材が不足していることから、専門家の養成のための支援を行うこと。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

平成 2 7 年 3 月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 青 柳 賢 治

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
文部科学大臣 様